

## 県と市町村の役割分担と権限移譲の基本的なあり方について（案）

### 1 地方分権の確立

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度が廃止され、国と地方が「対等・協力」の関係に移行するとともに、地方自治体は自己決定・自己責任の原則の下で地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められることとなった。

一方で、都道府県と市町村の関係についても、国と地方との関係と同様に、「対等・協力」の関係へと移行し、県と市町村が対等な協力関係の下で、地方分権型社会に相応しいパートナーシップの構築が求められることとなった。

現在、国においては、いわゆる「三位一体の改革」による地方自治の構造改革が重要課題となっているが、今後の先行きは未だ不透明な状況である。

このような中、本県においては市町村合併の進展など、市町村を取り巻く環境は大きく変化しており、まさに地方分権の確立に向けた変革の時期を迎えている。

地方分権型社会では、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の機能が充実し、自ら特色あるまちづくりを進めるとともに、住民の福祉の向上を図っていくことが求められており、地方分権の更なる推進を図る必要がある。

### 2 県の役割

地方自治法では、県は市町村を包括する広域の地方自治体として、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務のうち、「広域にわたるもの」、「市町村に関する連絡調整に関するもの」、「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない」と認められるものを処理することとされている。

#### (1) 広域事務

市町村の区域を越える事務であって複数の市町村にわたるもの、全県的なもの等を指す。

#### (2) 連絡調整事務

国や都道府県と市町村との間の連絡調整、市町村相互間の連絡調整等の事務を指す。

#### (3) 補完事務

事務の規模が大きいため、これを処理するのに大きな財政力を必要とするもの、事務の性質からして高度な技術力や専門的な能力を必要とするものについて、県が補完的に事務を行うことを指す。

### 3 市町村（基礎自治体）の役割

地方自治法では、上記で記している県が行うこととされる事務以外の事務を一般的に処理することとされており、住民に最も身近な地方自治体である市町村が基礎自治体として、住民の日常生活に密接に関わる事務処理を幅広く行うこととされている。

#### 4 これからの県と市町村の役割

市町村合併の進展による基礎自治体の規模・能力等の拡大を踏まえ、市町村は住民に最も身近な総合行政の主体として、これまで以上に自主性・自立性を持ち、十分な権限によって高度化する行政事務に的確に対応できる、より専門性を兼ね備えた組織へと変化していくことが期待されており、今後は、地域住民の福祉の向上のために、地域の特色を活かして幅広い行政を担っていくことが必要である。

一方、県は、今後、基礎自治体が自立的に事務を処理することになるため、これまで事務の規模又は性質から一般の市町村では処理することが適当でないものとして県が担ってきた補完事務については、段階的に縮小していく一方、今後も市町村に関する連絡調整事務については継続して取り組むとともに、広域事務については市町村合併により基礎自治体が広域化することを踏まえ、より全県的なものを中心に組み込んでいく必要がある。

#### 5 市町村への権限移譲に対する基本的な考え方

これからの県と市町村の役割を踏まえ、「基礎自治体優先」の考え方に基づき、市町村の規模・能力に応じて、県の有する権限を積極的に移譲していくことが必要である。

このため、以下に掲げる5項目のいずれかに該当するものについては、原則として市町村が担っていくことが望ましいと考えられる。ただし、事務処理件数が著しく少なく、県で処理することが効率的であると認められるものは除くものとする。

(1) 地域住民の利便性向上が図られるもの

市町村で事務処理が行われることにより、住民の負担が軽減され、住民の利便性の向上が図られる事務

(2) 市町村の自主性・自立性が図られるもの

地域住民の意向を反映した意思決定や地域の特色を活かした行政施策の展開が可能となる事務

(3) 一体的な行政運営が図られるもの

既に市町村で処理している事務と関連する事務を移譲することにより、市町村において一体的な行政運営が可能となる事務

(4) 迅速・的確な対応が可能となるもの

事務処理の迅速化や地域の実情に応じたよりの確な対応が可能となる事務

(5) 市町村合併により事務処理が可能となるもの

市町村合併により、その規模や能力が拡大したことにより、市町村において処理することが可能となる事務

なお、現在、法制度により市町村への権限移譲が不可能なケースについては、県と市町村の共通理解の下、市町村の要望を踏まえ、国に対して積極的に法律改正の要望を行っていくものとする。